

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

令和4年度介護サービス事業者集団指導資料

長崎県長寿社会課 施設・介護サービス班

令和4年9月

1. 基準に関する留意点について

(1) 人員に関する基準

福祉用具専門相談員の員数

- ・ 事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で2以上。
(居宅基準第194条・第208条及び予防基準第266条・第282条)
- ・ 当該指定福祉用具貸与事業者が、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売又は指定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と指定福祉用具貸与事業所が一体的に運営される場合は、常勤換算方法で2以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができる。

福祉用具専門相談員の資格要件 (介護保険法施行令第4条第1項)

福祉用具専門相談員の資格要件は、下記のいずれかに該当する者

保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、福祉用具専門相談員指定講習会修了者

管理者 (居宅基準第195条・第209条、予防基準第267条・第283条)

事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の者を1名。ただし、同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理上支障がないと認められる範囲内において、他の事業所、施設等の管理者又は従業員としての職務に従事することができる。

(留意点)

○訪問介護の場合と同趣旨

(2) 設備に関する基準

【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに利用申込の受付、相談等の事業の運営を行うために必要な広さの区画を有する(プライバシーの保護に配慮しスペースを確保する)ほか、福祉用具貸与等の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、福祉用具貸与事業者においては、委託等により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあつては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しなくても差し支えない。

【福祉用具貸与】

前項の設備及び器材の基準は、次のとおりとなっている。

福祉用具の保管のために必要な設備

- ・清潔であること。
- ・既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具の区分について、保管室を別にするほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置が講じられていること。

福祉用具の消毒のために必要な器材

当該事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

(留意点)

- 指定(更新)手続きにおいて、福祉用具が適切に保管されていることを確認するため、福祉用具の保管場所の写真の提出を求めているので、添付漏れの内容留意すること。

(3) 運営に関する基準

福祉用具貸与・特定福祉用具販売の具体的取扱方針 福祉用具貸与・特定福祉用具販売】
(居宅基準第 199 条、第 214 条、予防基準第 278 条・第 291 条)

【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

一．福祉用具貸与又は特定福祉用具販売の提供に当たっては、福祉用具貸与計画又は福祉用具販売計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格(福祉用具貸与のみ)等に関する情報を提供し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行い、個別の福祉用具の貸与又は販売に係る同意を書面により得るものとする。

【居宅基準第 199 条第 1 号、第 214 条第 1 号】

二．福祉用具貸与又は特定福祉用具販売の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、定期的点検を行う。

三．福祉用具貸与又は特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。【居宅基準第 199 条第 3 号、第 214 条第 3 号

「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、指定福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。

【福祉用具貸与】

福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。

【居宅基準第 199 条第 4 号】

居宅基準第 199 条第 4 号は、指定福祉用具貸与の提供に当たっての随時の使用方法の確認及び指導・修理について規定したものであるが、特に自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施すること。【解釈通知第 3 の 1 1 の 3 (3) 】

修理は、専門的な技術を有する者(他の業者等)に行わせても差し支えないが、その場合も福祉用具専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うこと。

【福祉用具貸与】

指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

【居宅基準第 199 条第 6 号】

介護予防福祉用具貸与計画又は特定介護予防福祉用具販売計画の作成

【介護予防福祉用具貸与】

【予防基準第 278 条の 2・第 292 条】

- 一 . 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- 二 . 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- 三 . 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

事業者に対して介護予防サービスの提供状況等について介護予防支援事業者に対する報告の義務づけを行うとともに、介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握(モニタリング)を義務づけるものである。介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時からの利用者の身体の状況等の変化を踏まえ、利用中の福祉用具が適切かどうか等を確認するために行うもので

あり、必要に応じて行うこととしている。

ただし、事業者は介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間が終了するまでに、少なくとも1回を目安としてモニタリングを行い、利用者の介護予防福祉用具貸与計画に定める目標の達成状況の把握等を行うよう努めることとし、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者とも相談の上、必要に応じて当該介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うこと。

【予防解釈通知第4の3の11(3)】

運営規程【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

(居宅基準第200条(第216条準用) 予防基準第270条(第289条準用))

事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

ア～ウ 略

エ 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額

指定福祉用具貸与の提供方法とは、福祉用具の選定の援助、納品および使用方法の指導の方法等を指すものいう。

その他の費用の額としては、基準第197条第3項により徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額に規定するものであるが、個々の福祉用具の利用料については、その額の設定方式(利用期間に暦月による1月に満たない端数がある場合の算定方法等)及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しないものであること。

オ～キ 略

(3) 介護給付費の取扱い

サービス種類相互の算定関係

特定施設入居者生活介護費(短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)
又は認知症対応型共同生活介護費(短期利用認知症対応型共同生活介護費算定を算定する場合を除く。)
地域密着型特定施設入居者生活介護費(短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)
若しくは地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護費を算定している場合は、福祉用具費は算定しない。

軽度者に係る福祉用具貸与について

軽度者(要介護1、要支援1及び2の者)に係る福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」「車いす付属品」「特殊寝台」「特殊寝台付属品」「床ずれ防止用具」「体位変換器」「認知症老人徘徊感知機器」「移動用リフト(つり具の部分を除く。)」及び「自動排泄処理装置」(以下「対象外種目」という)に対しては、原則として

算定できない。また、「自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)」については、要介護1の者に加え、要介護2及び要介護3の者に対しては、原則として算定できない。しかし、利用者告示第31号のイ(別表1)で定める状態像に該当する者については、軽度者であっても算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	<input type="checkbox"/> 日常的に歩行が困難な者 <input type="checkbox"/> 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	・基本調査1-7「3. できない」 —
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	<input type="checkbox"/> 日常的に起きあがり困難な者 <input type="checkbox"/> 日常的に寝返りが困難な者	・基本調査1-4「3. できない」 ・基本調査1-3「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	・基本調査1-3「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者	
	<input type="checkbox"/> 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 <input type="checkbox"/> 移動において全介助を必要としない者	・基本調査3-1「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は ・基本調査3-2～基本調査3-7のいずれか「2. できない」 又は ・基本調査3-8～基本調査4-15のいずれか「1. ない」以外 ・その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 ・基本調査2-2「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト(つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者	
	<input type="checkbox"/> 日常的に立ち上がりが困難な者 <input type="checkbox"/> 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 <input type="checkbox"/> 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	・基本調査1-8「3. できない」 ・基本調査2-1「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 —
	<input type="checkbox"/> 排便が全介助を必要とする者 <input type="checkbox"/> 移乗が全介助を必要とする者	・基本調査2-6「4. 全介助」 ・基本調査2-1「4. 全介助」

月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について

福祉用具貸与の介護報酬については、公定価格を設定せず、暦月単位の実勢価格としている。福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合については、当該開始月及び中止月は日割り計算を行う。ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。いずれの場合においても、居宅介護支援事業者における給付計算が適切になされるよう、その算定方法を運営規程に記載する必要がある。なお、

介護給付費明細書の記載方法について、福祉用具貸与を現に行った日数を記載することとなったことに留意する。

その他の留意点

- ・身体障害者用物品に該当しない福祉用具の貸与について、消費税相当額を含めた費用の総額が保険給付の対象となる。
- ・消費税相当額を含んだ利用料等の総額表示を行う。
- ・車いす、特殊寝台等の付属品の貸与費は、車いす等の本体と一体的に使用した場合（既に購入又は介護保険法以外の法による給付を受けている利用者に対して付属品のみを貸与した場合を含む。）に算定できるものとし、付属品のための貸与はできない。
- ・複数の福祉用具の貸与を受けると割引になる場合（いわゆるセット割引）については、予め減額の規程を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することが可能となった。

2. 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

Q - 1 特定（介護予防）福祉用具販売について、年度内に福祉用具を購入しようとしたものの、新型コロナウイルス感染症の発生の影響により福祉用具の調達が困難であることを理由に、年度内購入ができない場合にも、柔軟な取扱いは可能か。

A - 1 新型コロナウイルス感染症の発生の影響により福祉用具の購入ができなかった場合において、実際の購入が次年度であったとしても、特定（介護予防）福祉用具販売計画などで年度内の購入意思が確認されたときには、年度内の限度額として保険給付することが可能である。

Q - 2 福祉用具貸与計画及び特定福祉用具販売計画の作成において、利用者又は家族に説明し、利用者の同意を得ることとされているが、現下の状況により、対面が難しい場合、電話・メールなどの活用は可能か。

A - 2 貴見のとおり。感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。

Q - 3 福祉用具貸与のモニタリングについて、 - 11 の居宅介護支援のモニタリングと同様の取扱いが可能か。

A - 3 貴見のとおり。利用者の事情等により、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ない理由がある場合については、電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟な取扱いが可能である。

Q - 4 福祉用具貸与の消毒において、令和2年4月7日付事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」において示されている、「消毒・清掃等の実施」と同様の取扱いが可能か。

A - 4 貴見のとおり。次亜塩素酸ナトリウム液(0.05%)で清拭後、水拭きし、乾燥させること等を想定している。

3. 介護報酬改定について

(1) 令和4年度特定福祉用具販売の種目追加について

令和3年度第1回の「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」(令和3年11月19日開催)において、「排泄予測支援機器」を特定福祉用具販売の種目に追加することが議論され、「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」(平成11年厚生省告示第94号)が改正されることとなった(令和4年4月1日施行)。

介護保険の給付対象となる排泄予測支援機器の留意事項について(令和4年3月31日付厚生労働省老健局高齢者支援課通知)を参照のうえ取り扱うこと。

(Q&A)

Q 留意事項通知の3では、販売に当たり、膀胱機能等を医師の所見等で確認することとしているが、販売を検討する以前の段階で既に確認しているような場合、改めての確認が必要か。

A 居宅要介護者等の膀胱機能について、留意事項通知3の(1)から(4)のいずれかの方法により既に確認をしたことがある場合であって、当該時点から居宅要介護者等の状態も概ね変化等がないと考えられる場合は、改めての確認は不要である。

Q 「自動排泄処理装置」を貸与されている居宅要介護者等が購入した場合も保険給付対象となるのか。

A 自動排泄処理装置を貸与されていることのみをもって、排泄予測支援機器の給付が対

象外になることはない。ただし、自動排泄処理装置を必要とする場合、排泄予測支援機器を必要とする場合は異なるものと考えられることから、要介護者等の状態や目的等を十分に聴取して、十分な検討が必要である。

Q 特定福祉用具販売事業所（福祉用具専門相談員）が留意事項通知の4で規定されている販売に当たり確認すべき事項について、どのような点に注意することが考えられるか。

A 留意事項通知4の販売に当たり確認すべき事項（1）～（3）については、以下の点について注意されたい

- （1）排泄予測支援機器はトイレでの自立した排泄を促すことを目的としており、失禁をなくすものではないことを理解していること。
- （2）製品によっては体型や体質により装着が困難な者もいるとされていることから、製品の特徴等を十分に説明した上で、装着後の状況等を聴取すること。
- （3）通知を受信するスマートフォン等の使用に慣れており、通知を確認・理解することができるか、また、使用前の介助状況を確認し、居宅要介護者等が主に過ごしている居室等からトイレまでの介助方法や時間等を確認すること。また、必ずしも販売にあたり試用は要件ではないが、（2）と（3）を確認するためには一定期間の試用が望ましいこと、（1）についても試用を通じて理解が促進されることから、退所前の施設等で使用していた等の特別な事情がない限り、試用を推奨し、積極的な助言に努めるとともに、継続した利用が困難な場合は試用の中止を助言すること。

（2）令和3年度介護報酬改定について

2.(1)② 認知症に係る取組の情報公表の推進

概要

【全サービス（介護サービス情報公表制度の対象とならない居宅療養管理指導を除く）★】

- 介護サービス事業者の認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、全ての介護サービス事業者(居宅療養管理指導を除く)を対象に、研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表することを求めることとする。【通知改正】
 具体的には、通知「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」（平18老振発0331007）別添1について以下の改正を行う。

【現行】

別添1：基本情報調査票（下の表は、夜間対応型訪問介護の例）

事業所名： _____ 事業所番号： _____ (枝番)

基本情報調査票：夜間対応型訪問介護

(20XX年XX月XX日現在)

計画年度	年度	記入年月日	
記入者名		所属・職名	

【見直し】

認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修、その他の研修の欄を設け、受講人数を入力させる

3. 事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項

従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況				
事業所で実施している従業者の資質向上に向けた研修等の実施状況				
(その内容)				
実践的な職業能力の評価・認定制度である介護プロフェッショナルキャリア段位制度の取組				
アセッサー(評価者)の人数	人			
段位取得者の人数	レベル2①	レベル2②	レベル3	レベル4
	人	人	人	人
外部評価(介護プロフェッショナルキャリア段位制度)の実施状況				[] 0.なし・1.あり

5.(1)⑫ サービス付き高齢者向け住宅等における 適正なサービス提供の確保

概要

【ア：訪問系サービス★（定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く）、通所系サービス★（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★を除く）、福祉用具貸与★ イ：居宅介護支援】

○ サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供を確保する観点から、以下の対応を行う。

一部R3.1.13諮問・答申済

ア 訪問系サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く）、通所系サービス（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護を除く）及び福祉用具貸与について、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする【省令改正】。また、事業所を市町村等が指定する際に、例えば、当該事業所の利用者のうち一定割合以上を当該事業所に併設する集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の条件を付することは差し支えないことを明確化する【通知改正】。

イ 同一のサービス付き高齢者向け住宅等に居住する者のケアプランについて、区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合に、併設事業所の特定を行いつつ、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証を行うとともに、サービス付き高齢者向け住宅等における家賃の確認や利用者のケアプランの確認を行うことなどを通じて、介護保険サービスが入居者の自立支援等につながっているかの観点も考慮しながら、指導監督権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図る。
(居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなどの点検・検証については、効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10月から施行)